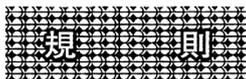


- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の長野県県税条例第69条の3第1項又は第69条の4条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る同条例第69条の3条第5項若しくは第69条の4第2項の規定による還付又は同条例第69条の3第6項（同条例第69条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 8 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第34号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は保健師」を「、保健師又は児童安全対策専門員」に改め、同項第4号中「又は児童指導員」を「、児童指導員又は児童安全対策専門員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が、同一の日に第1項に掲げる2以上の業務に従事したときは、いずれか一の業務に従事したものとして当該業務に対する最も高い額の福祉業務手当を支給する。

第9条第2項第1号中「400円」を「1,200円」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣（以下この号において「危険鳥獣」という。）による人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれの著しい現場で行う危険鳥獣の捕獲、殺傷又は追い払いに係る作業

第12条第2項第9号中「の作業」を「及び第19号の作業」に改め、同条第3項中「まで」を「まで及び第19号」に改める。

第15条第2項中「から条例第14条第1項第1号に掲げる扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額」を削る。

第17条中「第12条第1項第1号」の次に「から第6号まで、第7号のア及びイ、第8号」を加え、「並びに第13号から第17号まで」を「、第13号から第17号まで並びに第19号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事課

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第35号

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則（令和8年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「場合」の次に「(第3号に該当する場合を除く。)」を加え、同項第2号中「を利用」を「(次号において「宅配便等」という。)を利用」に、「場合」を「場合(同号に該当する場合を除く。)」に改め、同号ただし書中「前号ただし書の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「算定した額が別表第3」を「見積額が同表」に、「当該算定した額を」を「当該見積額を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 運送業者が家財の運送を行い、かつ、旅行者が宅配便等を利用して家財の運送を行う場合（旅行命令権者が前2号のいずれかのみ該当する場合では移転することが困難と認める場合に限る。）には、第1号に掲げる方法により算定した額及び当該宅配便等の利用に要する額の合計額を移転料の額とする方法

27,000	18,000	13,000
23,000	15,000	11,000
19,000	13,000	9,000
21,000	14,000	10,000
23,000	15,000	11,000
21,000	14,000	10,000
17,000	11,000	8,000
23,000	15,000	11,000
21,000	14,000	10,000
21,000	14,000	10,000
40,000	27,000	19,000
36,000	24,000	17,000
40,000	27,000	19,000
34,000	22,000	16,000
34,000	22,000	16,000
23,000	15,000	11,000
19,000	13,000	9,000
21,000	14,000	10,000
25,000	17,000	12,000
23,000	15,000	11,000
27,000	18,000	13,000
19,000	13,000	9,000
23,000	15,000	11,000
19,000	13,000	9,000
23,000	15,000	11,000
40,000	27,000	19,000
27,000	18,000	13,000
25,000	17,000	12,000
23,000	15,000	11,000
23,000	15,000	11,000
17,000	11,000	8,000
19,000	13,000	9,000
21,000	14,000	10,000
27,000	18,000	13,000
17,000	11,000	8,000
21,000	14,000	10,000
32,000	21,000	15,000

別表中

30,000	20,000	15,000
24,000	16,000	12,000
20,000	13,000	10,000
24,000	16,000	12,000
22,000	14,000	11,000
20,000	13,000	10,000
18,000	12,000	9,000
22,000	14,000	11,000
22,000	14,000	11,000
24,000	16,000	12,000
32,000	21,000	16,000
34,000	22,000	17,000
42,000	27,000	21,000
32,000	21,000	16,000
32,000	21,000	16,000
22,000	14,000	11,000
20,000	13,000	10,000
20,000	13,000	10,000
26,000	17,000	13,000
26,000	17,000	13,000
26,000	17,000	13,000
24,000	16,000	12,000
24,000	16,000	12,000
24,000	16,000	12,000
22,000	14,000	11,000
40,000	26,000	20,000
32,000	21,000	16,000
34,000	22,000	17,000
24,000	16,000	12,000
22,000	14,000	11,000
18,000	12,000	9,000
24,000	16,000	12,000
28,000	18,000	14,000
28,000	18,000	14,000
18,000	12,000	9,000
20,000	13,000	10,000
30,000	20,000	15,000

を

に改める。

21,000	14,000	10,000	24,000	16,000	12,000
23,000	15,000	11,000	24,000	16,000	12,000
38,000	25,000	18,000	34,000	22,000	17,000
23,000	15,000	11,000	22,000	14,000	11,000
23,000	15,000	11,000	26,000	17,000	13,000
29,000	20,000	14,000	28,000	18,000	14,000
23,000	15,000	11,000	22,000	14,000	11,000
25,000	17,000	12,000	22,000	14,000	11,000
25,000	17,000	12,000	22,000	14,000	11,000
23,000	15,000	11,000	24,000	16,000	12,000

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第2号ただし書の改正規定は、同年6月1日から施行する。

人 事 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第86条の25」を「第86条の12」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「の種別割」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第5条第1項中「次の各号に掲げる徴収金について、当該各号に定める場所」を「軽油引取税に係る徴収金のうち、法第144条の22第4項（法附則第12条の2の7第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。）又は法第144条の25第5項（法附則第12条の2の7第3項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定により徴収するものについては、免税証を交付した県税事務所の所在地」に改め、同条各号を削る。

第84条を削る。

第85条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第61条ただし書」を「第60条ただし書」に、「自動車税（種別割）課税免除承認申請書（様式第117号）」を「自動車税課税免除承認申請書（様式第116号）」に改め、第2章第6節中同条を第84条とする。

第86条を削る。

第86条の2第1項中「第68条第2項」を「第67条第3項」に、「環境性能割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「様式第118号の2」を「様式第117号」に改め、同条を第85条とする。

第86条の3第2項中「様式第118号の3」を「様式第118号」に改め、同条第3項中「様式第118号の4」を「様式第118号の2」に改め、同条を第86条とする。

第86条の4第1項中「様式第118号の5」を「様式第118号の3」に改め、同条第3項中「様式第118号の6」を「様式第118号の4」に改め、同条第5項中「第68条第1項」を「第69条第1項」に改め、「又は第86条第2項に規定する自動車税（環境性能割）修正申告書」を削り、同条を第86条の2とする。

第86条の5第2項中「様式第118号の7」を「様式第118号の5」に改め、同条を第86条の3とする。

第86条の6第2項中「様式第118号の8」を「様式第118号の6」に改め、同条を第86条の4とし、第86条の7を第86条の5とする。

第86条の8第1項中「第68条第3項」を「第67条第3項」に、「同条第1項」を「条例第69条第1項」に改め、「又は第86条第2項に規定する自動車税（環境性能割）修正申告書」を削り、同条第2項中「様式第118号の9」を「様式第118号の7」に改め、同条を第86条の6とする。

第86条の9から第86条の19までを削る。

第86条の20中「第69条の11第2項」を「第69条第2項」に、「様式第118号の15」を「様式第118号の8」に改め、同条を第86条の7とする。

第86条の21の前の見出しを削り、同条第1項中「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に改め、同条第2項中「第69条の13第1項第3号」を「第69条の3第1項第3号」に改め、同条第3項及び第4項中「第69条の13第1項第4号」を「第69条の3第1項第4号」に改め、同条第5項中「第69条の13第1項第5号」を「第69条の3第1項第5号」に改め、同項第1号中「種別割

を「自動車税」に改め、同条を第86条の8とし、同条の前に見出しとして「(自動車税の減免の範囲等)」を付する。

第86条の22第1項中「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に、「種別割の額」を「自動車税の額」に改め、同項第1号中「種別割の年額」を「自動車税の年額」に改め、同項第2号中「附則第17条の6第1項」を「附則第17条の5第1項」に、「附則第17条の7第3項」を「附則第17条の6第3項」に、「附則第17条の6第3項」を「附則第17条の5第3項」に、「附則第17条の6第4項」を「附則第17条の5第4項」に改め、同条第2項中「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第86条の9とする。

第86条の23の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第69条の13第2項」を「第69条の3第2項」に改め、同条第1号中「第69条の13第1項第1号」を「第69条の3第1項第1号」に改め、同号のウ中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に改め、同条第3号中「第69条の13第1項第3号」を「第69条の3第1項第3号」に改め、同条第4号中「第69条の13第1項第4号」を「第69条の3第1項第4号」に改め、同条第5号中「第69条の13第1項第5号」を「第69条の3第1項第5号」に改め、同条第6号中「第69条の13第1項第6号」を「第69条の3第1項第6号」に改め、同条を第86条の10とする。

第86条の24の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第69条の13第2項」を「第69条の3第2項」に改め、同条第1号中「第69条の13第1項第1号」を「第69条の3第1項第1号」に改め、同条第2号中「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に、「第69条の10第1項」を「第67条第1項」に、「第69条の9」を「第66条」に、「第69条の10第2項」を「第67条第2項」に改め、同条第3号中「第69条の13第1項第4号」を「第69条の3第1項第4号」に改め、同条を第86条の11とする。

第86条の25の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第69条の14」を「第69条の4」に、「自動車税(種別割)納税証明書(様式第118号の16)」を「自動車税納税証明書(様式第118号の9)」に改め、同条を第86条の12とする。

第117条第1項中「第63条」を「第62条」に改め、「第69条の12」を削る。

附則第6項を削る。

別表第3中「(第86条の12、第86条の21関係)」を「(第86条の8関係)」に改める。

様式第8号の自動車税(種別割)用の表面中「(自動車税(種別割)用)」を「(自動車税用)」に、「自動車税(種別割)長野県税収入済通知書」を「自動車税長野県税収入済通知書」に、「自動車税(種別割)納税通知書兼領収書」を「自動車税納税通知書兼領収書」に、「自動車税(種別割)は」を「自動車税は」に改め、同自動車税(種別割)用の裏面の備考の1中「第69条の10第4項」を「第67条第4項」に改め、同様式の自動車税(種別割)口座振替用中「(自動車税(種別割)口座振替用)」を「(自動車税口座振替用)」に、「自動車税(種別割)納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、「自動車税(種別割)は」を「自動車税は」に改める。

様式第10号の一般用の裏面の備考の2の表中

自動車税 (環境性能割)	自動車登録番号	申告 処理	申 告	修 正	更 正	決 定	指定納期限	.	.	過少申告加算金	円
										重加算金	円
固定資産税 及び狩猟税	第 号	期分									

を

固定資産税 及び狩猟税	第 号	期分									
----------------	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、

同様式の自動車税(種別割)用の表面中「(自動車税(種別割)用)」を「(自動車税用)」に、「自動車税(種別割)長野県税収入済通知書」を「自動車税長野県税収入済通知書」に、「自動車税(種別割)督促状兼領収書」を「自動車税督促状兼領収書」に、「自動車税(種別割)は」を「自動車税は」に改める。

様式第11号の一般用の第3片の備考の2の表中

自動車税(環境性能割)	自動車税(環境性能割)	税目コード	年度	申告、修正、更正、決定
軽油引取税	軽油引取税	税目コード、年度	年 月分	申告、更正、決定、納付、納入

を

軽油引取税	軽油引取税	税目コード、年度	年 月分	申告、更正、決定、納付、納入
-------	-------	----------	------	----------------

に改め、同様式の税総合オンライン端末

用の自動車税(種別割)用中「(自動車税(種別割)用)」を「(自動車税用)」に、

「自動車税(種別割)」を

「自動車税」に改め、同様式の自動車税(種別割)手書き用中「(自動車税(種別割)手書き用)」を「(自動車税手書き用)」に改め、同自動車税(種別割)手書き用の第1片中「自動車税(種別割)収入済通知書」を「自動車税収入済通知書」に、「諏訪」を「諏訪、E—安曇野、F—南信州」に改め、同自動車税(種別割)手書き用の第2片中「自動車税(種別割)納付書・領収書」を「自動車税納付書・領収書」に、「諏訪」を「諏訪、E—安曇野、F—南信州」に改め、同自動車税(種別割)手書き用の第3片中「自動車税(種別割)納付書(控)」を「自動車税納付書(控)」に、「諏訪」を「諏訪、E—安曇野、F—南信州」に改める。

様式第37号の自動車税(種別割)還付用中「(自動車税(種別割)還付用)」を「(自動車税還付用)」に、

「自動車税(種別割)還付金」を「自動車税還付金」に改める。

様式第43号の一般用の備考の1の表中

自動車税 (環境性能割)	自動車登録番号		申告 処理 区分	申 修 更 決 . . . 告 正 正 定	指定納期限	. .	過少申告加算金	円
							不申告加算金	円
							重加算金	円
自動車税 (種別割)	自動車登録番号				廃棄 移転	年月日	. .	

を

自動車税	自動車登録番号				廃棄 移転	年月日	. .	
------	---------	--	--	--	----------	-----	-----	--

に改め

る。  
様式第51号の自動車税(環境性能割及び種別割)用中「(自動車税(環境性能割及び種別割)用)」を「(自動車税用)」に、「自動車税(環境性能割及び種別割)分」を「自動車税分」に、「第69条の5第1項第号」を「第69条の3第1項第号」に、「第69条の13第1項第号」

自動車税	環境性能割	年度		課税標準額	千円	税額	円
	種別割	年度		年税率	円	税額	円

を

自動車税	年度		年税率	円	税額	円
------	----	--	-----	---	----	---

に改め、同自動車税(環境性能割及び種

別割)用の注中「(種別割)」を削り、「第69条の13第1項第2号」を「第69条の3第1項第2号」に改め、同様式の生活交通路線及び代替路線に係る自動車税(種別割)用中「(生活交通路線及び代替路線に係る自動車税(種別割)用)」を「(生活交通路線及び代替路線に係る自動車税用)」に、「第69条の13第1項第4号」を「第69条の3第1項第4号」に、同様式の商品中古自動車に係る自動車税(種別割)用中「(商品中古自動車に係る自動車税(種別割)用)」を「(商品中古自動車に係る自動車税用)」に、「第69条の13第1項第5号」を「第69条の3第1項第5号」に、「の自動車税(種別割)」を「の自動車税」に改め、同商品中古自動車に係る自動車税(種別割)用の注の4中「第86条の21第5項第2号」を「第86条の8第5項第2号」に改める。

様式第53号中「(種別割)」を削る。

様式第65号の一般用の表面及び同様式の特設ガス供給業を行う法人用の表面中「加算金は」を「加算金額がある場合は」に、「平成28年改正法附則第5条」を「令和6年改正法附則第8条第2項」に改める。

様式第116号を削る。

様式第117号中「(第85条関係)」を「(第84条関係)」に、「自動車税(種別割)課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に、「第61条ただし書」を「第60条ただし書」に改め、同様式を様式第116号とする。

様式第118号を削る。

様式第118号の2中「(第86条の2関係)」を「(第85条関係)」に改め、同様式を様式第117号とする。

様式第118号の3中「(第86条の3関係)」を「(第86条関係)」に改め、同様式を様式第118号とする。

様式第118号の4中「(第86条の3関係)」を「(第86条関係)」に改め、同様式を様式第118号の2とする。

様式第118号の5中「(第86条の4関係)」を「(第86条の2関係)」に改め、同様式を様式第118号の3とする。

様式第118号の6中「(第86条の4関係)」を「(第86条の2関係)」に改め、同様式を様式第118号の4とする。

様式第118号の7中「(第86条の5関係)」を「(第86条の3関係)」に改め、同様式を様式第118号の5とする。

様式第118号の8中「(第86条の6関係)」を「(第86条の4関係)」に改め、同様式を様式第118号の6とする。

「

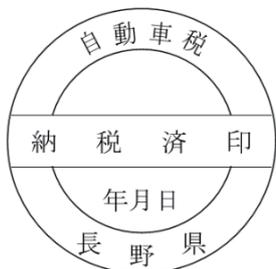
様式第118号の9中「(第86条の8、第86条の19関係)」を「(第86条の6関係)」に、



を

」

「



に改め、同様式を様式第118号の7とする。

」

様式第118号の10から様式第118号の14までを削る。

様式第118号の15中「(第86条の20関係)」を「(第86条の7関係)」に、「第69条の11第2項」を「第69条第2項」に改め、同様式を様式第118号の8とする。

様式第118号の16中「(第86条の25関係)」を「(第86条の12関係)」に、「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税(種別割)に」を「自動車税に」に改め、同様式を様式第118号の9とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

### 長野県人事委員会規則第13号

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「には」の次に「、前号に掲げる旅費のほか」を加える。

第16条第1項第2号ただし書中「前号ただし書の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「算定した額が別表第2」を「見積額が同表」に、「当該算定した額を」を「当該見積額を」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号ただし書の改正規定は、同年6月1日から施行する。

人事委員会事務局